

平成 31 年度(2019 年度) 松戸市クリーンエネルギー 自動車導入補助金のご案内

- ・ 電気自動車
- ・ 燃料電池自動車

※ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車は補助対象外です



1 申請要件

- (1) 電気自動車又は燃料電池自動車を(新車に限る。)を購入又は賃貸借(リース)すること。
- (2) 自動車検査証において、使用の本拠の位置が松戸市内であること。
- (3) 自動車検査証に新規登録された日から起算して 6 カ月以内であること。
- (4) 住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者又は市内に事業所を有し、事業を営んでいる事業者であること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 代表者、役員その他の事業者の経営に実質的に関与している者又は個人が松戸市暴力団排除条例(平成 24 年松戸市条例第 2 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

2 申請受付期間及び方法

平成 31 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

ただし、申請は受付順で、予算枠に達した時点で終了します。また、申請は環境政策課へ行うこととし、支所等での受付は行いません。

3 補助対象自動車の補助対象日

補助対象となる自動車は、申請日において、自動車検査証に新規登録された日から起算して 6 カ月以内です。

4 補助対象自動車の要件及び補助金の額

種類	要件	補助金額
電気自動車	車両に搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもの。	導入に要した費用とする。ただし、30,000 円を超える場合は 30,000 円。
燃料電池自動車	車両に搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「圧縮水素」と記載されているもの。	導入に要した費用とする。ただし、50,000 円を超える場合は 50,000 円。

※ 導入に要した費用の算出に当たっては、税を除いた額とします。

※ ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車は補助対象ではありません。

※ 対象となるのは新車のみです。

5 交付申請に必要な書類

松戸市クリーンエネルギー自動車導入補助金交付申請書(第 1 号様式)に必要な書類を添付の上、提出してください。

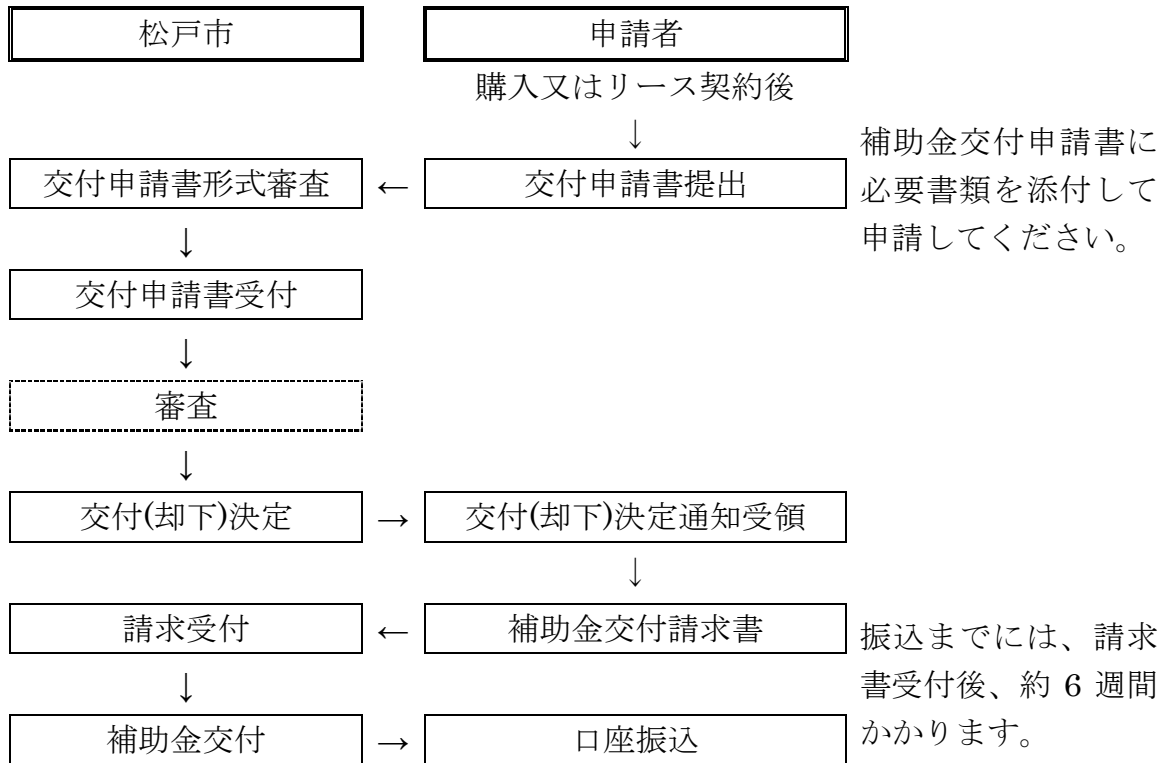
【必要書類】

種類	記載要件ほか
自動車検査証の写し	当該自動車に係る道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 58 条に規定する自動車検査証の写し
同意書	市長が個人にあつては住民基本台帳法に基づく記録を確認すること及び納税状況を確認することに、事業者にあつては納税状況を確認することに同意することを示す書類
市内に住所又は事業所を有することを証する書類	【個人】同意書を提出することで省略できます 住民票の写し(発行後 3 ヶ月以内のもの。住民基本台帳カードの写しでも可)
	【事業者】 履歴事項証明書(発行後 3 ヶ月以内のもの)等の書類を提出 ※法人でない事業者等の方については、公的機関等への届け出写し等、その他書類をご提出いただく必要があります。
市税に係る納税証明書	同意書を提出することで省略できます 市税を滞納していないことの証明(収納課で申請のこと)
費用の内訳が記載された契約書等の写し	経費、車種(車名)、型式等が明記されていること(契約書に明記されていない場合は内訳書または見積書等も必要。)
領収書の写し	対象となる自動車に係る但し書きが明記されていること。
当該自動車の写真	当該自動車の自動車登録番号及び車台番号が撮影されていること。

※併せて松戸市クリーンエネルギー自動車導入補助金交付請求書(第 3 号様式)もご提出ください(請求書をご提出いただいても、交付決定を約束するものではありません)。交付請求書には、下段に振込先口座を必ずご記入ください。事業者の方は債権者登録申出書もご提出ください。

※交付申請書、同意書、交付請求書の押印には、必ず同じ印鑑を使用してください。

松戸市クリーンエネルギー自動車導入補助金手続きの流れ



何かご不明な点などは、下記までお問い合わせください。

【申請先・問い合わせ先】

松戸市 環境部 環境政策課(市役所新館 6 階)

〒271-8588

松戸市根本 387-5

TEL : 047-366-7089

FAX : 047-366-8114

平成 31 年 4 月 1 日作成